

令和3年2月2日

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会からの 答申及び意見募集の結果

－アマチュア無線の社会貢献活動での活用、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大－

総務省は、本日、アマチュア無線に係る制度整備等を行うため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、電波監理審議会（会長：吉田 進 京都大学名誉教授）に諮問し、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

また、関係する省令案等について、令和2年10月16日（金）から同年11月17日（火）までの間、意見募集を実施したところ、429件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方と併せて公表します。

1 概要

（１）アマチュア無線の社会貢献活動での活用

被災地の通信確保等において、地域において重要な役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等を踏まえ、非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等について、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるよう定義を明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献できるようにするものです。

（２）小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大

電波有効利用成長戦略懇談会における提言等を踏まえ、令和2年4月にアマチュア無線体験局を制度化したところであるが、さらにワイヤレス IoT 人材の裾野を広げていくため、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の指揮・立会いの下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近な暮らしの中で体験できるようにするものです。

<概要>

- ・アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大（案） —アマチュア無線を身近な活動へ—（別添）

<電波監理審議会への諮問>

- ・無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（諮問第3号）
- ・周波数割当計画の一部を改正する告示案（諮問第4号）

2 意見募集の結果

提出された意見とそれらに対する総務省の考え方は、[別紙](#)のとおりです。

3 今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに電波法施行規則等の関係省令及び告示等の整備を行う予定です。

4 資料の入手方法

別紙の資料については、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布いたします。

【関係報道資料】

- ・ 電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集
ー アマチュア無線の社会貢献活動での活用、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大ー
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000473.html

<連絡先>

【周波数割当計画の変更案以外について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担当：伊藤課長補佐、堂上第二業務係長

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電話：（代表） 03-5253-5111 （直通） 03-5253-5895

FAX：03-5253-5946

E-mail：mobile_atmark_soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤周波数調整官、福川第二計画係長、田野第三計画係長

電話：（代表） 03-5253-5111 （直通） 03-5253-5875

FAX：03-5253-5940

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、御送信の際は、「@」に変更してください。

アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

ーアマチュア無線を身近な活動へー

【意見募集の結果・概要】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年2月2日

意見募集の結果(概要)

1. 実施期間

令和2年10月16日(金)～11月17日(火)(33日間)

2. 意見提出者

合計 429者

(1) 法人・団体: 37者 (2) 個人: 392者

【主な法人・団体(順不同)】

- 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
- 特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- 日本アマチュア無線機器工業会
- 公益財団法人日本無線協会
- 一般財団法人情報通信振興会
- 一般社団法人全国陸上無線協会
- 一般社団法人大日本猟友会

3. 主な御意見

(御意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。)

・アマチュア無線の社会貢献活動での活用 (415者)

○ 賛成意見 (原案どおり賛成)	88件
① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。	190件
② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	71件
③ 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	86件
④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。	97件
⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。	99件
⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。	195件

・小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 (219者)

○ 賛成意見 (原案どおり賛成)	80件
① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。	56件
② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。	25件

意見募集の結果(概要)

4. 今後のスケジュール

- ・令和3年2月 意見募集の結果の公表
- ・令和3年3月 公布・施行(予定)
アマチュア無線の社会貢献活動での活用についての基本的事項を
電波利用ホームページにて広く一般に公表(予定)

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化（※）するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿（将来像や期待像）を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
（※）本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

提出された主な御意見の概要とその考え方（アマチュア無線の社会貢献活動での活用）

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
①社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。（190件）	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。）
②社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（71件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。
③社会貢献活動の中には（たとえ実費相当であっても）報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（86件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。（いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。）※
④消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。（97件）	本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。）消防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等についても同様です。

※「営利性」等に関する補足事項

・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。

・NPO法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。

・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

（補足）・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
⑤アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。（99件）	本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」の定義を変更するものではありません。
⑥アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。（195件）	アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表しております。 また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しています。 不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。

・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められないのではないかと。	当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。 ※告示案に、<u>以下の下線部を追加</u> 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。<u>なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。</u> 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務

提出された主な御意見の概要とその考え方(小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。(56件)	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされており、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限定的なものとなります。
② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。(25件)	ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。 アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らずPC等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。 さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。 体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）」とともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。 無資格者の操作範囲を、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督（指揮・立会い）する有資格者の資格を限定しないものです。

・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
告示案に「立ち会う無線従事者が開設するもの（社団を除く。（略）」とあり、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書きぶりになっているが、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。また、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設するアマチュア局」（いわゆる「個人局」）である。以上を踏まえ修正をご検討いただきたい。	当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係るアマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局（社団局）についても、立ち会う無線従事者が構成員となっている必要があります。御意見等も踏まえ修正します。 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団（立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校（4（三）に規定するものをいう。）に属する学齢児童生徒及び4（三）に掲げる者を構成員とするものに限る。）が開設するものであること。

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して 提出された主な意見と総務省の考え方

- ・ 標記につきましては、令和2年10月16日（金）から同年11月17日（火）まで（33日間）御意見を募集したところ、429者（法人・団体37者、個人392者）の御意見をいただきました。ありがとうございました。
いただいた御意見とそれらに対する考え方は、別紙のとおりです。
- ・ 意見公募要領に記載のとおり、御意見につきましては適宜、整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。また、意見公募要領に記載のとおり、意見に対する個別の回答はしておりません。また、今回の意見公募の対象となる事項について、考え方を示させていただきます。
- ・ 便宜上、「アマチュア無線の社会貢献活動での活用関係」と「小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大関係」に分けておりますが、共通する御意見については、いずれかの項目にまとめていることがあります。

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- ・ 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- ・ また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- ・ 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化（※）するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿（将来像や期待像）を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
（※）本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- ・ アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- ・ 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- ・ アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

意見募集の結果（概要）

1. 実施期間 令和2年 10 月 16 日（金）～11 月 17 日（火）（33 日間）

2. 意見提出者 合計 429 者

（1）法人・団体： 37 者 （2）個人： 392 者

【主な法人・団体（順不同）】

- ・一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- ・一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
- ・特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- ・日本アマチュア無線機器工業会
- ・公益財団法人日本無線協会
- ・一般財団法人情報通信振興会
- ・一般社団法人全国陸上無線協会
- ・一般社団法人大日本猟友会

3. 主な御意見

（1）アマチュア無線の社会貢献活動での活用 （415 者）

○ 賛成意見（原案どおり賛成）	88件
① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。	190件
② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	71件
③ 社会貢献活動の中には（たとえ実費相当であっても）報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	86件
④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。	97件
⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。	99件
⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。	195件

（2）小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 （219 者）

○ 賛成意見（原案どおり賛成）	80件
① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。	56件
② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。	25件

■主な法人・団体からの御意見

	改正案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	電波法施行規則の一部を改正する省令案等について賛同いたします。 この改正については、先般、当連盟と一般財団法人日本アマチュア無線振興協会の2団体により要望書を提出させていただきましたものであり、アマチュア無線の社会貢献活動への活用については、アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参りますので、アマチュア無線の社会貢献活動で活用が早期実現できるように引き続きご理解ご協力をお願いいたします。 また、無資格の小中学生が、家族や学校などの身近な環境のもとアマチュア無線を体験する機会が増えることで、ワイヤレス IoT の人材育成の一助となることに当連盟としましても大変期待をしているところでもあり、アマチュア無線の活性化にも繋がるものと考えておりますので、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大につきましても早期実現できるように併せてご理解ご協力をお願いいたします。 今回の制度の見直しをもとに、当連盟としましてもより一層のアマチュア無線の普及・振興に努めて参りますので、できる限り早急な制度の見直しに引き続きご理解ご協力いただきますようお願いいたします。 【一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）】	賛成の御意見として承ります。	無
2	①アマチュア無線の社会貢献活動での活用 予てから当協会として要望していたものに沿うものであり、改正案について賛成します。 この新たな制度については、適正な運用の確保と効果が広く認められるものとなることが重要です。 そのためには、原案の告示案だけでは運用の詳細を明示することには無理があるため、施行後、総務省において基本的な事項についてガイドライン等を示し、また、JARL において運用マニュアル等を作成・公表することが必要と考えます。これらについては、運用実態や関係者の意向を踏まえ、適宜見直しを行っていく対応が望ましいと考えます。 当協会としてもこのための協力を行うものであり、また制度の周知広報等に積極的に対応することとします。 ②小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 予てから当協会として要望していたものに沿うものであり、改正案について賛成します。	賛成の御意見として承ります。 基本的な事項についてのガイドライン等については、P.1【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】のとおりです。 その他の御要望については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

	この春先だって制度化された体験局については、既に運用実績があり、利用された方からは直接アマチュア無線を実体験できどのようなものか理解できた、是非やりたい等の反応が示されており、大変好評なものとなっています。 これに加え、今回の改正で家庭内等より身近な機会では体験できることは、アマチュア無線の普及並びにアマチュア無線を通じた科学立国の将来を担う人材育成に大きく貢献するものと考えます。 今後は、より実効あるものとするために、学校における教育機会の拡充のための仕組みや教える先生等の育成への支援をお願いするものです。 併せて、青少年のアマチュア無線資格取得への受験料や講習料への公的助成等取得しやすい環境整備にご配慮をお願いします。 【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（JARL）】		
3	(1) アマチュア無線の社会貢献活動での活用について賛成します 省令案には「国又は地方公共団体その他の公共団体を実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務」とあるので省令を読めば、正しく理解できると思います。しかしながら、別添1を読んだだけでは金銭上の利益を目的とするものを含まない点が明確に示されていない。国又は地方公共団体その他の公共団体を実施する事業に係る運送業務の連絡と思われる通信がアマチュア無線バンドで実施されている実態がある。これが許可されたという誤解を生まないように修正をお願いします。 また、このような違法を助長しないように電波監視システムやガイダンス局拡充のための予算化などの検討をお願いします。 (2) 小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大について賛成します。 既に、「アマチュア無線体験局」が制度化されましたが、実施する上で免許申請など含めリードタイムが必要となり身近に運用は出来なかった点が改善されたと考えます。海外では、小中学校の校庭に各種団体から提供を受けた移動運用車を取り入れ、衛星通信を体験に加え科学的興味の喚起を行っている事例もあります。 【特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会】	賛成の御意見として承ります。 本改正案の内容については、総務省電波利用ホームページでの周知のほか、アマチュア無線関係団体等と連携し、広く一般に周知広報を行ってまいります。 御要望については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
4	社会貢献活動をアマチュア無線活用の対象とする今回の改正省令及び告示案は、阪神淡路大震災を契機としてボランティア等による社会貢献活動が地域を支える重要な活動となっている現在においては大変有意義であり、かつ公共の財産であるべきアマチュア無線の利用対象としても適切と考えられるものであり、全面的に賛成です。 本会関係の狩猟に関しても、これまでいけば趣味で行う「登録狩猟」には使用できるものの、	賛成の御意見として承ります。	無

	社会貢献活動としての性格が強い「鳥獣被害対策」には使用できませんでしたので、本改正が実現すれば、現在全国各地で社会問題にもなっている鳥獣被害対策の推進にも大きな効果があるものです。 【一般社団法人大日本猟友会】		
5	改正案に賛成します。簡易無線局の利用分野の拡大につながることを期待します。 （理由）当該制度整備により、簡易無線業務の定義が見直され、利用範囲が拡大されることから、簡易無線局の需要の増大につながることを期待されるため。 【一般社団法人全国陸上無線協会】	賛成の御意見として承ります。	無

■アマチュア無線の社会貢献活動での活用 関係

	改正案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
⑨	アマチュア無線による社会貢献活動について賛成です。 これまでも災害時の非常通信は可能でしたが、改正後は平時においての社会貢献活動により運用実績を重ね、ノウハウの蓄積による非常時の「有効的」な活動が可能となると考えます。 また、これまで業務無線等を活用しボランティア活動を行っていたが、アマチュア無線が加わることで広範囲かつ強固な通信網を構築でき、災害前や発災後の支援など、活動の場が大きく広がることで、行政への支援も可能になると思います。 過去の大規模停電時の広域通信障害を経験し、特に災害時は「アマチュア無線でなくても他の無線でよい」ではなく「アマチュア無線でも有効な通信ができるよう」にする必要性を感じ、これは平時から社会貢献に係る運用を通じて自治体等および他の無線従事者との信頼関係を構築することにより実現に近づくと期待しています。	賛成の御意見として承ります。 本改正は、被災地における通信確保等、地域において重要な役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等、アマチュア無線及び社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上等を図り地域社会に貢献することを目的に行うものです。	無
⑩	社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。 - 改正案により新たに定義されている業務は、従前よりその通信の目的・運用形態（専用周波数利用による確実な通信・チャンネル占有・個人情報及等の機密情報の送信・秘匿性の確保（秘話機能）・暗語の送信・キャリアセンス必要・人命保護・コールサインの自動送出・混信及び妨害の回避・他人の依頼による通信・組織的利用）などから、業務通信として制度化されており、業務無線、簡易無線、MCA 無線、IP 無線、デジタル小電力コミュニティ無線、市民ラジオ、特定小電力無線等により対応できているのではないか。 - マラソン大会運営などは、長時間のチャンネル占有や秘匿性のある通信が認められないなど、アマチュア無線の運用ルールと	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。 当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴（専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等）や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。	無

合致しないと考える。 ・本来業務用無線等により行われるべき通信をアマチュア無線により代替することは、アマチュア無線の本質を損なうことが危惧されるため、アマチュア無線局が減少しているから利用範囲を広げるのではなく、業務用無線や簡便な無線システム等を普及させるべきである。 ・ボランティア活動であれば、無線従事者不要の無線を使用すればよく、また活動の統制が必要であればアマチュア無線家が統制すればよい。 ・社会貢献活動では近距離連絡が主と想定され、アマチュア無線の送信出力は不要である。 ・携帯電話の圏内なら IP 無線やアプリ通信、圏外ならデジタル簡易無線や特定小電力のレピータ等を利用すれば混信もなく、エリアも確保できる。 ・「緊急事態で他に連絡手段がない」、「業務用無線のエリア外」、「行政への情報伝達及び避難所間通信の際の遠距離通信」等の場合に限ってアマチュア無線を使用可能とするのがよい。 ・デジタル小電力コミュニティ無線は「地域コミュニティへの貢献」「ボランティア活動」の為に規格されたものであり、規格制定後まだ日が経っておらず、アマチュア無線を使用する必要はない。 ・過去に消防団活動、マラソン大会、有害動物対策などはアマチュアバンドの違法運用として問題となり、近年、各業務に適した無線システムが開発され、アマチュア無線から各システムに移行している段階であり、逆行して合法化するのは不適當である。 ・主催者等からボランティア活動の連絡手段にアマチュア無線が指定されると、ボランティア活動に参加できる人員が限定されるなど、その活動に支障を与えるおそれがある。 ・簡易無線業務（従事者資格不要）とアマチュア業務（アマチュア資格が必要）がアマチュア無線周波数帯で共存することに整合性がない。 ・ボランティアや防災活動業務におけるアマチュア無線の使用は、		
--	--	--

	アマチュア無線バンドの飽和の原因となり、真に緊急を要する非常通信の妨げとなるおそれがある。アマチュア無線家が、社会貢献にわざわざアマチュア無線を使うだろうか。 ・ 機器や人員の不足等で社会貢献活動を定義化する必要性があるのであれば、いわゆる免許が必要な無線通信業務については、当該業務の定義の変更や当該業務の無線設備の操作又はその監督を行う無線従事者の養成に努めるべきである。 ・ アマチュア無線による災害対応や社会貢献活動対応は、既存の業務用無線等を充実させて普段から十分な訓練導入がなされ寄与できる体制下で行われるべきである。 ・ 平時においても、行政や消防団はすでに持つ行政無線や消防無線以外の無線としてアマチュア無線を使用することは、有事の際と違う環境下で通信を行うこととなり、本来使用すべき無線が正常に機能するか、また運用者の操作などにも違いが生じるため、アマチュア無線を使用するべきではないと考える。 ・ 観光案内に訪れる観光客はアマチュア無線機を所持しておらず改正の必要性がない。 ・ ボランティア本部は全てのアマチュア局のコールサインを把握する必要があり、混信時の速やかな対処に疑問がある。 ・ アマチュア無線の業務無線化では、アマチュア無線の地位向上に寄与しないし、技術立国日本として技術者を育てるアマチュア無線ではなくなってしまう。 ・ アマチュア無線という「遊びの文化」に社会貢献活動を取り入れることは反対です。		
②	社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 ・ 改正案のような組織的な運用については業務用無線を使用すべき。アマチュア業務はあくまでも個人の興味により運用するものである。社会貢献活動は、個人的な興味にも自己訓練(self-	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。 (当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。)	無

	training)にもあたらない。 ・諸外国では、普段アマチュア無線を楽しんでいる人が、有事にボランティアで行っているものですが、本改正案は、普段、技術的な興味によってアマチュア無線を行うつもりのない人でも、免許があれば社会貢献活動の連絡にアマチュア無線を使うことを容認することに他ならず、ボランティア活動の業務通信無線のためだけにアマチュア無線の資格を取り、開局する事例が増えることが想定される。 ・「個人的な無線技術の興味によって行う業務」ではない業務によるボランティア活動の通信と、従来の「個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」による通信が、同じ周波数帯において対等に扱われることになる。 ・「社会貢献活動にアマチュア無線というツールを利用できるようにする」のではなく、あくまでも「アマチュア無線家が個人的な興味によって培った無線技術を社会貢献活動に活かせるようにする」ものであるべきである。 ・本改正はアマチュア無線家の社会進出をもって興味を持つ者を増やし、アマチュア無線の活動から将来的に情報通信分野の人材として羽ばたいてもらう事が目的か。	なお、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。 また、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応してきたところです。	
③	社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。 ・アマチュア業務は「金銭上の利益のため」と完全に無縁であり「経費の弁財程度であっても金銭の收受を伴うものは許容しない。報酬も許容しない」ものであること。よって報酬の大小に関わらず、いわゆる「有償ボランティア」であったとしてもアマチュア無線運用は認められない。なお、被災地のボランティアであっても同様である。 ・金銭の授受は、電波法第74条第2項以外は許容すべきではな	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。(いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。)※ なお、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応してきたところです。	無 (一部有： No. ⑮参照)

い。ボランティア活動といえども、何らかの報酬（謝礼・協力金を含む）や実費（物品含む）が支払われないことを明文化すべき。 ・アマチュア業務は金銭上の利益のためでない」と明記されていることから、様々な形態の社会貢献活動を内包することは困難であると考えます。 ・アメリカの public service では直接間接問わず金品の授受を禁止している。本改正において、報酬を受けながら、アマチュア業務を行える理由は何か。 ・アマチュア無線家が、社会貢献活動に自ら従事し、または支援する場合は、報酬を受けない限り「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たすし、かつ「もっぱら個人的な無線技術の興味によって」の要件も満たすので、アマチュア無線を活用することができると考える。 ・国、地方公共団体等から受注等したいいわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められるのか。 ・公共事業や復興事業を請け負った企業（元請・下請及び関係者）のダンプトラック運転手は、業として営業利益を得るために運行を行っており、運転手等間の業務連絡にあつては、無線通信規則・電波法令に定めるアマチュア業務（金銭的利益の禁止）に違反するものとする。 ・NPO 法人は、利益の処分に制限があるものの一定の営利活動が可能であるため、今回の対象にはふさわしくないと考える。拡大解釈による違法運用を制限するために「金銭上の利益の伴わない社会貢献活動」と明確に限定すべきと考えます。（同じ活動内容でありながら営利目的か否かでアマチュア無線の利用可否を判断することとなり矛盾が生じるだけでなく、当該交信の適法性を傍受した者が判断することが困難となる。） ・特定非営利活動法人が、もっぱら組織的に特定非営利活動を行うことを目的に、アマチュア局を開設することは可能か。 ・特定非営利団体には、一般企業と同様の事業を行っているもの	※「営利性」等に関する補足事項 ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であつて、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。 ・NPO 法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO 法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であつて、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。 ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えたとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。 アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第 6 条の 2 第 1 号（3））でなければ受けることができません。 当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められません。これまでどおり、いわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務に当たりません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ告示案を修正します。【No. ⑮】を御参照ください。	
--	--	--

	があり、アマチュア無線が営業業務無線の連絡手段に使用されることになる。 NPO 法人がその事業のために行う活動における業務のための社団局の開設、NPO 法人と同様な事業を行う企業がその事業のために行う活動における業務、NPO 法人に実質的に雇用されている職員が NPO 法人の事業のために、職務命令で行う活動における業務は認められるか。 ・本改正案の社会貢献活動が「金銭上の利益の為でなく行われる業務」の為でないことを担保する規定及び監督運用を強く要望する。 ・「選挙活動」、「防犯巡回」等もボランティアと言われるが、利益のために働いていると考えられる。	・選挙活動は、一般に社会貢献活動には当たらないと考えます。	
④	消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。 ・消防団活動及び鳥獣被害対策事業等は、「もっぱら個人的な無線技術の興味によって」に反するのではないか。特別職の地方公務員である消防団員等がその業務である消防活動等に必要な無線通信を行う場合、それは「もっぱら個人的な無線技術への興味による」ものではあり得ない。 ・消防団活動及び鳥獣被害対策事業等は、報酬が支払われることが一般的であり「金銭上の利益のためでなく」に反するのではないか。また、実費の補填程度の金銭しか支払われないケースと実費の補填を超える報酬が支払われるケースがあるのではないか。 ・消防団は消防組織法に定められた地方公共団体の組織であり、また、消防団職員は非常勤特別職の地方公務員（報酬あり）であるため、その立場からアマチュア無線を使用すべきではない。 ・特別職地方公務員として報酬を得て活動する消防団等の通信は、	本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。）消防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結	無

地域貢献活動の側面もあるが、明確に一般業務通信と考えられます。このような通信をアマチュア業務に含めることは世界基準からみても許されない。 ・ 消防団の組織的活動に私物のアマチュア局が故障しても補償もない。デジタル簡易無線等を自治体等により整備すべき。 ・ 消防団は一応ボランティア的な要素はありますが、厳密に言う と純粋なボランティアでない。拡大解釈され消防団の業務連絡に用いられる可能性は大きい。 ・ 自主防災組織や消防団から対行政に伝達する場合はアマチュア局を使うことを否定はしませんが、「行政防災無線基地局からの電波が届かない場合」又は「そもそも行政防災無線が整備されていない場合」に限るべき。 ・ アマチュア無線機を持たされて危険任務に赴く消防団の方々が哀れに思える。それが原因で殉職した場合、国民にどう説明するのか。 ・ このままでは将来、アマチュア無線局と消防団の通信が可能ということになり、目的の異なる無線局間の通信を行うこととなりますが、問題ありませんでしょうか？ ・ 非常勤特別職の地方公務員として有害鳥獣対策に従事する猟友会の会員に対する報酬の支払いについて、実費の補填程度の金銭しか支払われないケース、実費の補填を超える報酬が支払われるケースを問わず、「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たさないと考える。 ・ 有害鳥獣対策事業はその事業の性質より「金銭上の利益が有る」として、総務省は従来から簡易無線局等のアマチュア無線以外の無線を使用するように指導されてきたと認識している。 ・ 「狩猟税の減免」、「鳥獣捕獲の報奨金」、「捕獲した鳥獣をジビエ取扱事業者に提供した対価」は金銭上の利益に該当するのではないか。 ・ 「地域活動での活用(国等の背策)」において有害鳥獣対策の例示は現に不法状態で行われているアマチュア無線局を追認するも	果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等についても同様です。 ※「営利性」等に関する補足事項 ・ 企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。 ・ NPO 法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO 法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。 ・ 国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。 (補足)・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団(アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。 当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴（専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等）や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。	
--	--	--

	のと考えて差し支えないか。現時点では有害鳥獣事業にアマチュア無線を用いることは適法でないと認識である。 ・害獣駆除では、現状でも金銭授受のある猟友会がアマチュア無線の違反運用を行っているが、本改正により猟友会にアマチュア無線を使用してよいと誤解を与える。害獣駆除で無償のボランティア活動は、ほぼ皆無である。 ・デジタル簡易無線（登録局）を利用中の団体については、アマチュア無線を使用してよいと考える。	なお、アマチュア業務の範囲については、これまでも、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断し、対応してきたところです。	
⑤	アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。 ・改正案は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則で定める「アマチュア業務」の定義（※）によらない範囲を定めるものであり、条約は法令に優先するため、無線通信規則の定義に反し憲法にも違反すると考えられ認められないのではないのか。定義に反していないのであれば改正は不要であるが、反しないその根拠を示されたい。 ・これまで条約と一致していた国内法のアマチュア業務の定義に新たな業務を追加する改正を行うのであれば、本改正の前に無線通信規則のアマチュア業務の定義改正に着手すべきである。 ・定義の拡大範囲を災害救助時やそれに関する事前・直前の準備、訓練に限定するべき。 ・報酬を得ている者が業務遂行のためにアマチュア無線を使用するのは無線通信規則及び電波法の定義からも外れるため正当な解釈とはいえず、省令改正では行えないと考える。 ・「無線通信規則」のアマチュア業務の定義と総務大臣が定める「その他」の業務との齟齬があり、改正すべきではない。（もっぱら個人的な無線通信技術の興味、金銭上の利益等）。 ・無線通信規則と定義が異なることとなることそのものに反対する。一国（総務省）の判断だけで行うべきものではない。定義が	本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」及び「電波法」の定義を変更するものではありません。 その他につきましては、御意見として承ります。	無

	異なると他国とアマチュア業務の定義を異にすることとなり、整合性がとれず、免許人が戸惑うことがあるのではないかと。そのような立法例は他国に存在するのか、それをITUは許容しているのか、明らかにされたい。また、無線通信規則の付属文書により国際的に周知する必要があると考える。 ・本改正案はITU-R 無線通信規則 RR25.3（災害時のアマチュア無線への協力）の総務省独断の解釈により成り立っていると推察します。そのため国内法へのカスケードを行った審議会等、審議過程の記録をすべて説明開示することが必要です。全アマチュア局免許人たちを納得させる必要がある。 ※国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則 第1条 用語及び定義 第Ⅲ節 無線業務 1.56 アマチュア業務 アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務 1.56 amateur service: A radiocommunication service for the purpose of self-training, intercommunication and technical investigations carried out by amateurs, that is, by duly authorized persons interested in radio technique solely with a personal aim and without pecuniary interest.		
⑥	アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。 （現状の電波監視の取組みに関する意見） アマチュアバンド内の特に 144MHz 帯及び 430MHz 帯では、業務通信及びルールを守らない通信（呼出符号不送出・使用区別違反等）を行うダンプ等による違反運用が認められ、特に平日はアマチュアバンドの大半がそれらに使用されている状況です。本改正案の施行前に不法・違法局を放置せずしっかり取り締まるなどアマチュアバンドの正常化を実行すべきと強く希望します。	アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、行政指導（規正用無線局による警告、書面指導）、行政処分（無線局免許、無線従事者の資格の停止等）又は告発を実施するとともに公表しております。 また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為	無

・不法・違法局の断固たる排除が必須である。 ・総務省においての電波法第 80 条報告への対応、違反者への取締りや警告・規正、周知広報への対応が十分ではない。 (一部報道・紙面や SNS でも認められるとおり。) ・工事車両の違法局と正規局との口論があると聞く。 ・アマチュア無線の地位を低下させているのは違法局です。長年総務省、アマチュア無線関係団体等の取り締まり、注意喚起が行われなかった結果である。 ・違法運用者の多くは簡単な講習を受け、免許を取得していると聞く。それらを雇う企業側はハローワークや求人サイト等に「アマチュア無線の資格が必要」、「未取得者は会社負担で取得させる」と記載されている例がある。 ・電波利用料により電波監視システムを充実させた現在においても、識別信号を送出せず、かつ「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」を無視して運用する局が多数いる状況。我々納税者は何のために電波利用料を納付しているのか。 ・いわゆるバンドプランに違反して、業務通信的な通信を行なっている無線局が存在していると思いますが、その存在についてのご認識をお示してください。 ・電波法 80 条報告の対応逃れやアマチュア業務外使用を追認する様に思われてならない。 ・大型トラックや漁船など、明らかに業務で使用と思われる違法局があると聞きますが、それらとの解釈を明確にさせていただきより良いアマチュア無線の発展に繋げていただけるといいと思います。	や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しています。 本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線局を使用できるように定義の範囲を拡大するものではありません。不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。	
(今後の電波監視の取組みの強化に関する意見) これまでの電波監視の状況及び本改正後の業務範囲の拡大後の懸念を踏まえ、以下による電波監視の強化を要望する。 ・無資格者の不法開設の取締りの回数増 ・有資格者の運用違反（特に VU 帯）の取締りの回数増及び運用罰	不法開設、アマチュア無線局等の違反運用等に対しては、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表してまいります。	無

の厳罰化 ・社会貢献活動を含めた違反事例の明示及びルールの範囲外運用についての取締り ・社会貢献活動へ参加するアマチュア初心者への積極的な指導 ・総務省監視職員及び予算の増強による監視体制の強化 ・総合通信局の単独検挙の実現 ・公共事業のダンプ等への取締りの強化・営業停止の働きかけ ・関係団体との連携による電波監視や周知広報の強化 ・土日のイベント等対策として時間外・休日の電波監視の実施 ・道路交通法（反則金制度）等を参考とした罰則の強化・厳罰化（加療、従事免許停止等） ・電波監視の民間委託 ・電波法第 80 条報告の電子化及び申告受付方法の追加及び受付後の対応の制度化 ・JARL へのがいだんす局運用等の管理監督体制強化の指導 ・業務車両へのアマチュア無線設置禁止、業務用無線の設置義務化 ・社会貢献活動を偽って違反運用を行った局の公開 ・行政が発注する公共事業の仕様書に「業務車両にアマチュア無線の設置を禁ず」旨の明記の義務化	また、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線局が使用されないよう、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等と連携し、周知、広報を実施してまいります。 不法開設の取締りの回数増等、いただいた御意見は、今後の参考として承ります。	
（省令案改正後の懸念事項） 本改正に伴い、アマチュアバンド内において以下のような電波の利用環境の悪化が強く懸念されるため、省令改正について再考されたい。 ・改正案を悪用した業務通信を社会貢献活動とする「自称ボランティア」による不適切運用 （観光案内や、いわゆる繁華街客引きによる利益取得） ・改正案を誤読又は拡大解釈した商業・営業目的での運用 ・今後社会貢献活動で増加が想定されるアマチュア初心者の知識不足による不適切運用	ボランティアを詐称して企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線局が使用されないよう、関係団体等と連携し丁寧に周知・広報を行うとともに、個別の事案について、監視、調査を適切に実施し、目的外使用かどうかの判断を進めてまいります。 社会貢献活動等での不適切利用を防止するため、ボランティア組織等に対しても周知・広報を適切に実施してまいります。	無

	・業務通信や社会貢献通信と従前のアマチュア業務運用の同一バンド内でのトラブル等 ・運用者の内心により一般業務とアマチュア業務が区別されているように思われ、免許人側でも電波法第 80 条の報告義務の「違反して運用を認めた無線局を認めたとき」の判別が困難 ・ハイパワー運用による近隣諸国等を含めた海外のアマチュア局への影響を懸念 ・唯一快適に使える日曜日にイベント利用はやめてほしい。 ・総務省の電波監視の困難化による不法・違反局増加（通信内容による社会貢献活動と不法無線局の判別困難）		
⑦	（関係者への周知啓発） 本改正案について、アマチュア無線を運用する側（免許人等）及び国・地方公共団体・NPO 法人・その他関係諸団体等の事業実施者側に対して、以下の周知広報が重要と考える。 ・本改正内容の幅広い周知 ・アマチュア無線の定義、目的 ・アマチュア無線はあくまで補助的な運用であり、個人のアマチュア無線に依存した通信網の確立は避けるべき ・アマチュア局と簡易無線局の違い ・アマチュア局の運用マナーの徹底 ・アマチュア無線による社会貢献活動の適用範囲 ・過去の災害時等の有効な運用事例 ・自治体・消防関係へアマチュアクラブ協定を結ぶことを推奨することの周知	本改正案の内容については、総務省電波利用ホームページでの周知のほか、アマチュア無線関係団体等と連携し、広く一般に周知広報を行ってまいります。 なお、周知広報の内容については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
⑧	（社会貢献活動等の環境整備） 国内でも非常災害時等にアマチュア局が活躍しているが、諸外国に比べて受け皿となる組織が無く体制が未熟と感じます。諸外国にならった法整備や、広域・非常災害に備えた環境整備が必須になります。非常災害時の対応についての理解度によってはお節介なボランティアと認識されアマチュア無線全体の地位の低下を招	本改正案の内容については、総務省電波利用ホームページでの周知のほか、アマチュア無線関係団体等と連携し、広く一般に周知広報を行ってまいります。 今回の意見募集において、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）から、「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用	無

	きかねないと危惧する。そのようなことは詳細に検討なされたのか。 (上記「環境整備」に関する意見) ・平素からの行政との連携 ・行政におけるアマチュア無線の活用 ・社会貢献活動の受け皿になる組織を JARL に設置 ・相談窓口の拡充 ・アマチュア無線技士養成課程講習会の充実 (「社会貢献活動」科目の新設、既存免許人との周波数共用方法、改正無線従事者規則第 47 条第 2 項による既免許人講習等) ・社会貢献活動等の定義変更によるアマチュア無線技士において第三級特殊無線技士の操作範囲を包含可能な講習科目の設定・アマチュア無線家による初心者サポート、リーダー育成 ・運用管理者・指導者の育成及び規制 ・米国 ARRL 及び内部組織と日本国内の組織・体制の差異 ・タイ国のアマチュア無線を活用したボランティア活動事例 ・「非常災害」・「緊急時」の判断基準の明確化 ・災害運用時の混信の解決・対策の共有 ・アマチュア無線自体の組織化も含めた議論が必要 ・日常からの自局の整備、自身の心構え等 ・「アマチュア業務」ではなく、「社会貢献業務用」や「奉仕活動業務用」の業務の定義を追加 ・業務の拡大範囲が広範であるため、最初はライフライン分野等からの順次拡大	できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります」との御意見をいただいております。 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿(将来像や期待像)を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。 また、自治体との災害応援協定等の実績、海外の社会貢献活動の事例等、また、組織構築・講習体制や非常災害訓練など、社会貢献活動等に関する情報共有が図られるよう、アマチュア無線関係団体等にも働きかけて参りたいと考えます。 なお、非常通信時の判断を含むアマチュア無線局免許人に望まれる対応については、総務省電波利用ホームページ内「アマチュア局による非常通信の考え方」※において公表しております。また、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)において「アマチュア局の非常通信マニュアル」が策定されています(上記、総務省電波利用ホームページでも御案内しております。) ※https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/amahijyo/ その他の御意見につきましては、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	
⑨	(ガイドライン等の作成) 総務省又はアマチュア無線関係団体が、アマチュア無線による社会貢献活動について、アマチュア無線の運用が認められる場合と認められない場合(業務利用)を具体的かつ明確に示した事例や告示に使用されている用語の定義を示したガイドライン等を作成し、国又は地方公共団体及びアマチュア関係者や免許人に対して	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動等での活用について基本的な事項についての考え方をまとめて、総務省電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。 また、今回の意見募集において、一般社団法人日本アマチュ	無

	周知徹底を行うこと。なお、作成の際はアマチュア無線家から意見を集約すること。	ア無線連盟（JARL）から、「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります」との御意見をいただいております。	
⑩	（告示等で使用されている用語の定義） 改正案や参考資料で使用されている「社会貢献活動」「ボランティア活動」「公共団体」の定義が曖昧であり、定義が必要ではないか。「その他の公共団体」は町内会単位まで入るのか。 また、必要に応じて定義について関係省庁との調整が必要と考える。	いずれも、法令においても使用されている一般的な用語であり、改めて定義する必要はないと考えています。 なお、「公共団体」は、「法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体をいい、通常、その存立の目的達成のために必要な公権力を行使する機能を認められるもの」（「法令用語辞典（第10次改訂版）」学陽書房）であり、町内会は入りません（「公共的団体」とは異なります。）。	無
⑪	（省令等の改正は不要） アマチュア局による社会貢献については、アマチュアコミュニティ内での社会福祉活動、通信訓練・記念局（体験）運用といった平常時の運用や、電波法第52条第4号に定める「非常通信」に該当する防災時の運用により対応が可能であり、現状のアマチュア業務の定義の解釈変更で問題なく、本改正は不要である。 ただし、非常通信の条件である「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」については判断に悩む場合があり、緩和を希望する。 ・業務通信の補完として大きな災害時に使えるという今の非常通信を少し広義にとらえた通信にのみアマチュア無線が使用可能になるという形にしてほしい。 ・携帯電話会社の非常用基地局の普及により、アマチュア局の非常通信の場面は減少していく。	本改正によりアマチュア業務の定義を明確化することにより、社会貢献活動等において積極的にアマチュア無線が活用され、これまで以上にアマチュア無線局免許人が地域社会に貢献することが期待されます。 実際に災害等が起きたときに円滑にアマチュア無線を活用するためには、平常時からのメンバー間や関係者間での運用についての多くの経験のみならず、地域との関係を密接に築いておくこと等が重要と考えられ、平常時の地域における社会貢献活動等が、結果として、非常時の円滑・有効な運用に資するものと考えています。 本改正案では、非常通信の条件によらず、事前・直前準備や訓練等、非常災害時から非常復旧時までの継ぎ目のないアマチュア無線の使用を可能としております。	無
⑫	（社会貢献活動用の専用波又は専用アマチュアバンドの設置） 本改正案によるアマチュア無線による社会貢献活動を実際に行	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線	無

	う際に、その業務の内容から、チャンネル固定・占有、緊急時のコールサイン未送出など、これまでのアマチュア無線の運用とは別の方法による運用が想定され、他の従来の方で運用を行っているアマチュア局とのトラブルが想定されるため、社会貢献活動の専用の帯域又はアマチュア帯域に専用の使用区別を設けるべきである。 また、従来のアマチュア無線業務を一次業務、社会貢献活動を二次業務として分離することも検討してください。	に係る法令を遵守する必要があります。 また、使用できる周波数及びいわゆるアマチュアバンドプランについては、従前どおり、「アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件」（平成 21 年総務省告示第 126 号）、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」（平成 21 年総務省告示第 179 号）に定められたとおりです。	
⑬	（社会貢献活動を行うアマチュア局に独自ルールの追加） 本改正案によりアマチュア業務に定義される、アマチュア無線による社会貢献活動を行う者については、従前の「もっぱら個人的な無線技術の興味」による運用と、運用形態が相違すると想定されることから、「社会貢献活動の事前又は事後報告」や「固有のコールサインの指定」など、アマチュア無線による社会貢献活動を行っていることが識別できれば無用な混乱は避けられると考える。 （その他アマチュア無線による社会貢献活動等の運用についてのご提案） ・社会貢献活動専用の運用ルールを設けるべき ・高頻度のコールサインの送信 ・ボランティア運用は社団局と主催団体との契約締結が必須 ・通信方式を「デジタル方式」のみ（VOIP 網との親和性が高い） ・アマチュア無線運用歴に応じた参加制限を付加 ・5W又は 20Wまでの出力制限を設けるべき ・既に業務用等無線の免許を所持している者のみアマチュア無線を使用可能 ・免許取得時等に社会貢献活動参加への意思確認 ・運用時間の制限	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。	無
⑭	本改正案のアマチュア無線による社会貢献活動が行える対象はアマチュア無線有資格者に限定すべきである。参考資料に記載されている有資格者の指揮の下で無資格者がアマチュア局を運用す	本改正案の社会貢献活動等は、アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。 電波法施行規則第 34 条の 10 及びこれに基づく告示の要件に	無

	ることは許されない。	適合する有資格者の監督（指揮・立会い）の下での無資格者による無線設備の操作については、「無線技術に対する理解と関心を深めること」又は「科学技術に対する理解と関心を深めること」を目的としており、これまでと同様、監督（指揮・立会い）する無線従事者が、当該目的を達成するため、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、交信に臨んでいただけるものと期待しております。	
⑮	（営利法人等のアマチュア無線利用） 公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められないのではない。 また、特定非営利活動法人（NPO 法人）や非営利法人であっても、利益の分配に制限があるものの一定の営利活動が可能であり、職員が給与や報酬を得て行う業務も含まれるため、NPO 法人を含む非営利法人が行う無線通信もアマチュア業務には合致しないと思われる。	当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。 ※告示案に、<u>以下の下線部を追加</u> 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。<u>なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。</u> 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務 また、企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。 NPO 法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO 法人、	有

		公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員が当該団体の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。 アマチュア無線局の免許は、個人又は社团（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。このため、NPO 法人等それ自体は、免許人となることはできません。	
⑩	（イベント主催者等のアマチュア無線利用） 本改正案のアマチュア無線による社会貢献活動について、運用するアマチュア免許人の報酬の有無にかかわらず、従事するイベント等自体が主催者の営利目的で実施されている場合は、アマチュア無線を使用することは不適切である。 ・ ボランティアでの使用は、スタッフがボランティアとして参加している場合も、その運営組織は営利目的である場合も多いため、アマチュア無線で扱うのには不適切である。 ・ マラソン大会などのスポーツ行事は、参加者（ランナー）から参加費を徴収しており「公共性はあるが、他方、営利性のある行事である」と外形的に見られ（地方公共団体だけではなく『スポーツマネジメント業者』に業務委託しています）、「完全に営利性の無い」とは言い切れないのではないのでしょうか。 ・ マラソン大会等、運営会社の営利目的で行われる通信は業務無線が使用され、ボランティアがアマチュア無線機を持ち寄っても、全体の通信システムとして機能しないと思われる。	イベントの主催者や業務請負者が営利法人等である場合であって、当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められません。 なお、イベントの主催者が非営利法人等であり、当該イベントの運営を営利法人等が請負う場合については、当該営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用しないのであれば、使用が認められることがあります。 【No. ①及び No. ③】も御参照ください。	無
⑪	（公務員のアマチュア無線利用） 国又は地方公共団体等の公務員が社会貢献活動等に従事する際に、その職務として従事し、給与（時間外手当等）の支払いを受け	国又は地方公共団体等は公益性が高く、営利を目的としない団体であることから、当該団体等の公務員が国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動のためにアマチュア無線を	無

	る場合は「金銭上の利益のためでなく」の要件を満たさず、アマチュア無線を活用することはできないのではないかと。また、地方公共団体などがその事業のために社団局の開設は可能か。	使用する場合は、給与の支払いを受けていたとしてもアマチュア業務として認められます。【No. ②及び No. ③】も御参照ください。 なお、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3)）でなければ受けることができません。 このため、国又は地方公共団体等それ自体は、免許人となることはできません。	
⑱	（消防団活動でのアマチュア無線使用（装備）） 消防団活動のさまざまな場面においてアマチュア無線を“活用”することが挙げられている。 しかしながら、昭和63年消防庁告示第3号「消防団の設備の基準」により、消防団には相当数の「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」「特定小電力無線局の携帯用無線機」「消防用又は防災行政用の無線局の車載用無線機」「無線受令機」等の配備が当然になされている筈である。アマチュア無線機による代替は認められない。 過去の話ではあるが、消防団に自前の無線がないことが大きな問題だったと思います。まずは消防団に自前の無線システムを構築することを望みます。	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。 「消防団の設備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）の定めるところにより既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等を、アマチュア無線機に代替するものではないと考えられます。 本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が考えられます。 【No. ④】も御参照ください。	無
⑲	（消防団活動でのアマチュア無線使用（機能）） アマチュア無線局の行う通信には暗語を使用してはならず、またアマチュア局の送信装置は通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。消防団活動における通信を安易にアマチュア無線やアマチュア無線機で代替しようとした場合、消火や救急・救助活動等に際して秘匿が必要と思われる情報をも公開せざるを得なくなり、適切でない。 アマチュア無線局は他の無線局及び放送受信への混信妨害の防止処置（無線局運用規則第258条）、他人の依頼による通報の禁止	当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴（専用周波数・最大空中線電力・秘匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無等）や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。 また、本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢	無

	(無線局運用規則第 259 条)、暗語通信の禁止(電波法第 58 条)等の法令に基づく各種制約がある。一方、実際の消防活動においては場所・時間を問わず活動が実施され、素早い情報伝達の為の暗語・略語等の使用、個人情報に該当する内容の通信、呼出名称の簡略(無線局運用規則第 126 条の 3)が現に行われており、他の無線局や放送への混信・通信内容等の法令適合を常に意識しながらアマチュア無線局を運用することは現実に即さず不可能と考える。 ・消防団業務における運用形態(「周波数の固定・占有」「確実な通信(混信・妨害被害が許されない)」「他の無線局等への混信防止」「緊急性・即時性・略語による通信(コールサインの未送出や運用周波数の使用状況を確認しない)」「個人情報・秘匿性の確保」「他人の依頼の通信」「人命保護」等)から、従前からの消防用無線、デジタル簡易無線、特定小電力無線や有線通信による運用が適している。 ・消防団活動によるアマチュア無線の運用は、アマチュア無線の運用ルールに合致せず、共用する周波数において、趣味のアマチュア無線家の運用・消火活動等の運用共に支障が生じるおそれがある。 ・消防団に関して、その通信にアマチュア無線を使うとは、総務省が秘匿性とデータ送信などが必要とデジタル化を推進した施策にまったく矛盾しており、暗号や秘話機能を使用できないアマチュア無線で個人情報などの送信には極めて適さない。	の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。 なお、本改正案に適合するアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、一般に無線局運用規則第 259 条に定める禁止する通報(他人の依頼による通報)にはあたりません。 【No. ④】も御参照ください。	
⑳	(有害鳥獣事業でのアマチュア無線使用) 過去の総務省のリーフレットによると「指定管理鳥獣捕獲事業などの事業ではアマチュア無線は使えません。使用する連絡用無線は、デジタル簡易無線の利用が便利です。」「アマチュア局のようにコールサインを音声で送出する必要はありません。(識別信号は無線機が自動で送出します。)」などと簡易無線局(登録局)を推奨している。「有害鳥獣駆除」は、「銃刀法に基づく所持許可者」による駆除が主であり、また、「長時間にわたる周波数の独占」や「ク	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。(当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。) 当該活動の通信において、デジタル簡易無線、業務無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴(専用周波数・最大空中線電力・秘	無

	ラブチャンネル化」が危惧され、すでに簡易無線（登録）局やコミュニティ無線が制度上存在するにも拘わらず、無理にアマチュア業務に盛り込むこと自体に非常に疑問を感じます。 ・現状の、趣味として狩猟を行っているアマチュア無線局も、運用形態（囲み猟等）及びマナーの面でも、適法に運用されているとは言い難い状況（呼出符号を送出しない（覚えていない）、無資格無免許者との通信、自治体等他人からの依頼による通信、暗語・略語の使用、使用区分の逸脱、長時間にわたる周波数の独占、クラブチャンネル化、他のアマチュア無線局への混信妨害等）であり、本改正後も有害鳥獣対策事業によるアマチュア周波数帯での同様の運用が危惧される。 ・鳥獣被害対策事業は銃やわなを使う危険な業務であり、混信妨害から保護される業務用の無線機を使用すべきである。 ・現状ドックマーカ―や狩猟罟発振器等はアマチュア無線局として免許されない機器と認識しているが、今般の改正を元に免許可能な機器となるのか。	匿性の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等）や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。 【No. ④】も御参照ください。	
⑳	（社会貢献活動を行うアマチュア局の無線局運用規則等の適用） 本改正によるアマチュア無線による社会貢献活動を実際に行う際には、その業務の内容から、秘匿性の付与、長時間のチャンネル固定・占有、コールサイン未送出、他人の依頼・暗語による通信禁止など、無線局運用規則等に定めるアマチュア無線に係る法令と合致しないのではないか。	アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。 なお、本改正案に適合するアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、無線局運用規則第 259 条に定める禁止する通報（他人の依頼による通報）にはあたりません。 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。当該活動の通信において、業務無線、簡易無線、特定小電力無線、アマチュア無線等のいずれを選択するかは、無線システムそれぞれの特徴（専用周波数・最大空中線電力・秘匿性	無

		の有無・呼出符号の送出方法、無線従事者免許の有無 等) や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。	
②②	(観光放送局の運用) ・ NPO 団体等が実施する地域おこしの PR 活動を目的としたアマチュア無線を活用した社会貢献活動と称した、「放送局」に類するアマチュア無線を活用した観光情報などの終日送信といった運用することはできるか。	御意見の前提が不確定ですが、アマチュア無線の使用にあたっては、無線局運用規則などアマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。	無
②③	(地域等からボランティアを強制される虞) 個人的な興味によるアマチュア無線を、ボランティアとはいえ運営体制に組み入れ、地域独特の強制力の下で運用されるようなことはあってはなりません。アマチュア免許人の危険を無視して奉仕を強要することが懸念されます。 また、その参加する活動も補助的な役割にとどめるべきであります。非常時や災害時の通信は生命を預かる重要な通信であり、あくまで補助的な通信回線としての運用にとどめるべきであると思います。 ・ 社会貢献活動を行う際はできることをできる範囲で安全に行うことが前提であり『できる人がやる』のスタンスで良いと考えます。 ・ 地方公共団体にはすでに「防災行政無線」が免許されており、アマチュア無線免許人に対し「二重の負担」を求める事態であり、貴省諸施策に反するものと考えます。むしろそれらを、免許人所属職員らだけではなく、希望する団体に提供（または連携）し、平時に積極的に活用することが「ソフト的な災害への強靱化」となり、貴省の施策に叶うものと考えます。 ・ アマチュア無線家は社会貢献活動を行う義務があるように誤解され、本来の用途である実験・研究での利用が制限されてしまう可能性がある。	御意見として承ります。 アマチュア無線の社会貢献活動での活用については、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものと考えています。 本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。 どのような活動を行うかにつきましては、アマチュア無線の特徴（専用周波数無・最大空中線電力・秘匿性無・呼出符号の送出要、無線従事者免許の有 等）や利用ニーズなどを踏まえて、利用者が適切に判断されるものと考えています。 本改正案によりアマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。	無

②④	(規定に関する意見) ・(省令以下の) 告示で定義を定めることに問題はないのか。 本改正案は、アマチュア業務の定義を従前の定義に加えて総務大臣が総務省令において「別に定める」とし、総務省告示により定めることとしているが立法的に問題はないのか。この手法では将来にわたってアマチュア業務の運用の範囲を容易に変更できるのではない。なし崩し的に総務省令で範囲を拡大していく可能性があり、大変危惧する。 ・米国(FCC)の規定ぶりとも相違しており、告示を利用して国や行政によりアマチュア無線を本来の意図とは異なる方向へ誘導されては困る。 ・アマチュア業務に係る定義内容の追加や変更を行う際は、国や行政が一方的に決めるのではなく、必ずアマチュア関連団体と協議すること。 ・国民投票で実施すべきとなれば、文句はない。 (規定の修正提案) ・「金銭上の利益の伴わない社会貢献」への修文 ・「電波法施行規則」の記述については、「その他」として現定義を拡張することは適当ではなく、現定義に内包すべきであり、「総務大臣が別に告示する業務を含む」への修文 ・「この告示は金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務に優先されない」の追記 ・「本告示において規定する前2号の業務については、他のアマチュア業務に対し優先権を持つものではなく、周波数の占有的利用等を主張してはならない。」の追記 ・「総務省告示案第一号」に「かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動」の追記 ・電波法施行規則第37条に「アマチュア局が社会貢献活動のため行う無線通信であって、総務大臣が別に告示するもの」等の規定追加	本改正案のとおりとします。立法上も問題はありません。 命令等に該当する告示については、行政手続法に基づき意見公募を行った上で定めることとなります。 なお、本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」及び「電波法」の定義を変更するものではありません。	無
-----------	--	---	----------

	・「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動であって、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務」への修文 ・「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動であって地域におけるもの、又は当該活動に協力し若しくはこれを支援するために行うもの」への修文		
②⑤	告示案第 2 号の「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うもの」との文言は理解が困難ではないか。	国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動は、告示案のとおり、①国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）、②地域における活動又は当該活動を支援するために行う活動、③金銭上の利益を目的とする活動以外の活動、の 3 点すべてに適合する活動のために行う業務に限られる。 このため、いわゆる公共工事等において、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務の対象外です。	無
②⑥	（業務用無線の充実化が先決） 本改正案では、アマチュア無線による社会貢献活動として一部簡易無線業務にかかる運用を行うことになると理解しているが、元々はデジタル簡易無線局（登録局）等の周波数不足や空中線電力の出力不足といった、業務用無線の課題解決のためにアマチュア無線が利用されることとなったと理解しており、アマチュア無線の業務拡大を行う以前に、業務用無線の拡充が先決である。 また、普及の問題であれば、総務省が安価な無線機を開発するか、補助金を創設するなどして業務用無線の利用促進を推進すべきである。	本改正案は、業務無線の課題解決を目的としたものではありません。 業務無線の拡充等の御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
②⑦	（「簡易無線業務」に係る改正について） ・簡易無線業務の定義から「前号（アマチュア業務）に該当しないもの」を削除する案について賛成致します。	・賛成の御意見として承ります。	無

	現状、既にアマチュア業務と類似の通信が行われていますし、アマチュア業務と簡易無線業務の定義間の矛盾をなくすため妥当だと思います。 ・簡易無線業務用無線局で現行のアマチュア業務を行う必要がないと考えられるため、条文の変更の必要はないと考えます。	・アマチュア業務の定義を整理することに伴い簡易無線業務の定義も整理する必要が生じたところ、簡易無線局（デジタル簡易無線（登録局））の利用状況等も踏まえて、修正することとしたものです。	
⑳	（改正経緯と関係団体からの要望書） ・本改正案は、10月15日付総務省報道発表によると業界団体からの要望書提出からわずか10日程度という極めて短期間での発表であり、十分に内容が検討されたとは到底考えられず、業界の利益の為に作られたとしか考えられない。 なお、提出された要望書は組織内の議決・合意形成がされていなく、JARL 会員も承知しておらず、要望書の内容はアマチュア無線家の総意ではない。 ・アマチュア無線関係団体が令和2年10月5日付けで行った要望は「ボランティア通信」に限ったものであり、本来業務用無線により行われるべき通信をアマチュア無線により代替することを要請したものではない。 （改正は時期尚早） ・アマチュア無線による社会貢献活動を否定するものではないが、国際的に定められているアマチュア業務の定義を改正する本改正案については、説明・議論が尽くされたとは言えず、改正は時期尚早であり、意見募集を取り下げ、開かれた議論による再考が必要と考える。	本改正は、被災地における通信確保等、地域において重要な役割を果たしてきたアマチュア無線の運用実績等、アマチュア無線及び社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上等を図り地域社会に貢献することやワイヤレス IoT 人材育成に資することを目的に、総務省において電波法施行規則等の改正の検討を行っていたもので、日本アマチュア無線連盟（JARL）及び日本アマチュア無線振興協会（JARD）からの要望書を受領し、その後、本改正案について意見募集を行ったものです。また、両団体から本改正案に賛成意見をいただいております。	無
㉑	その他 （アマチュア局制度に係る要望） ・アマチュア従事者免許取得のみで開局申請を行わずとも無線設備を運用可能とする、いわゆる「包括免許制度」の導入	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

・免許申請手続の大幅簡素化（特に「開局申請」の大幅簡素化） ・第三者通信の解禁 ・登山者のアマチュア局携帯の義務化 ・自局間通信の適正整理・単向通信の整理 ・固定局と移動局の一本化 ・5MHz 帯をアマチュア業務へ解放 ・4630kHz の音声通信 ・1200MHz レピータの一次業務化・実証実験の要望 ・レピータ局の開設制限の緩和 ・新スプリアス規則の廃止 ・電波利用料制度からのアマチュア局の除外 ・手続に係るコストの改善（保証料、スプリアスデータの入手等） ・第一級及び第二級アマチュア無線資格者の包括免許又は高出力運用手続の緩和（周辺住宅への同意、無線局検査等の省略） ・TV 受信障害同等のアマチュア設置アンテナの保護・保障		
（アマチュア無線従事者制度に係る要望） ・アマチュア局運用実現までの期間を短縮 ・アマチュア資格の操作範囲に「監督」要件を追加 ・講習や試験に「社会貢献活動」科目を追加 ・小学生向けの試験問題の作成（難易度を下げる・ルビ等） ・（米国制度に倣った）ボランティア試験官による試験実施 ・講習会を主催に当たっての総務省からの金銭的補助 ・社会貢献活動等において有資格者の下で複数名での使用	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
（業務用無線全般に係る要望） ・消防・警察の関係者等が人命にかかわる防災・減災のために専用に使える電波資源を十分に配分していただきたい。 ・アメリカ等では許可されている 220MHz 帯を消防兼アマチュア無線業務へ割り当てていただきたい。 ・466MHz 帯の行政無線が移行で空いた帯域に消防行政を拡張し現状不足している 17 チャンネルを割り当てて理想と考えます。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

その場合に各メーカーにも協力頂きアマチュア無線機レベルの安価版の専用機の開発を要望する。 ・消防団内にほかに干渉されない専用の周波数とシステムを構築し、それを全国に広めることを望みます。 ・消防団では専用の VHF, UHF の割当周波数帯があり、割当周波数を増やせばよい。あえてアマチュア無線の周波数を使えるようにする必要はない。 ・消防団の無線配備の必要性があるのであれば 260MHz 帯の専用波の免許申請の規制緩和や導入補助をすべきである。 ・本改正の背景に消防団が使用する周波数等に不足があるのであれば、本来業務の周波数を追加するとよい。 ・簡易無線（登録局）の呼出チャンネル運用の規則化		
（その他） ・ V/U トランシーバー内蔵のスマートフォン普及 ・市町村等の税金の無駄遣い（非常通信のためのアマチュア通信施設） ・ボランティア保険（社会貢献活動等の業務の従事中に損害が発生した場合に、個人のボランティア活動の範囲を超える損害賠償等の責任が生じる可能性がある場合は、そのようなことがないように。） ・アマチュア無線については基本として終息の方向とされたい。	御意見として承ります。 アマチュア無線局は基本的に終息の方向との御意見については、アマチュア無線局は電波法令に基づく無線局であり、「小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大関係」の【NO. 5】についても御参照ください。	無

■小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 関係

	改正案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	先だって制度化された「アマチュア無線体験局」は、既に運用実績があり、直接アマチュア無線を実体験できどのようなものか理解できた、是非やりたい等の反応が示されており、利用された方から大変好評なものとなっている。 これに加え、無資格の小中学生が、家族や学校などの身近な環境のもとアマチュア無線を体験する機会が増えることで、ワイヤレス IoT の人材育成の一助となることに大変期待をしているところでもあり、アマチュア無線の普及、活性化にも繋がる。また、アマチュア無線を通じた科学立国の将来を担う人材育成に大きく貢献するものと考ええる。 アマチュア無線の振興はわが国の無線技術・通信技術の底上げにつながり、アマチュア無線がより広い世代・より広い場面で活用されることには大変な意義があると考えます。ぜひさらなる活用と後援を進めていただきたいと思います。 アマチュア無線体験局と比べ、免許申請などを含めリードタイムが改善されたと考えます。	賛成の御意見として承ります。 より多くの方に、アマチュア無線を通して電波の利活用の可能性や楽しさを身近な暮らしの中で体験できる機会が増えることで、ワイヤレス IoT 人材の裾野が広がると期待しております。 なお、本改正案の周知広報については、アマチュア無線関係団体等と協力して進めてまいります。	無
2	アマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下で、無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。 （・無資格者の年齢（全年齢、未成年、大学生、短大生、高校生、高専生、未就学児等、就学猶予・免除者の子等） ・無線設備の操作の範囲（連絡設定・終了） ・監督する有資格者の範囲（保護者・親族・在学の学校の教職員以外の者、電波適正利用推進員、学校の教職員等以外の者、課外活動の指導者、学校から依頼された個人や団体等） ・社团局の範囲（一般の社团局、地域や職域等の学校以外の社团	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされており、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限定的なものとなります。 ・無資格者の操作範囲は、監督（指揮・立会い）する有資格者の資格の操作できる範囲内としています。この範囲内であれば空中線電力や周波数の制限はありません。例えば、有資格者が第1級アマチュア無線技士あれば、その操作できる範囲	無

	局（児童館、図書館、科学館、博物館、公民館などの教育施設、放課後児童クラブ、フリースクール、ボーイスカウト・ガールスカウトなど青少年団体等に係るもの）等）	内での操作を無資格者は行うことができます。監督（指揮・立会い）される者が、第2級以下のアマチュア無線技士以下の場合も同じです。 また、当然ながら本制度において運用するアマチュア無線局の免許状の記載事項を遵守する必要があります。 ・連絡の設定及び終了に関する通信操作については、電波の出所を明らかにする及び有資格者の責任の所在を明らかにするために、有資格者が行うものとします。	
3	保護者には、ファミリーホームの養育者や里親も認められるべきではないか。	告示案のとおり、保護者には、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）における養育者（補助者を含む。）、里親は、含まれています。また、児童相談所長、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設の長（ともに職員を含む。）についても含まれています。	無
4	親族には、法律婚によらない親子関係も認めるべきではないか。	告示案のとおり、親族には「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。」こととしており、事実婚による親族関係は含まれています。	無
5	無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。 ・アマチュア無線の初級資格の難易度は高くない。小中学生で免許を取得している例が多数あることから明らかである。 ・IoT人材の育成にはつながらない。IoT人材の育成等はアマチュア無線にこだわる必然性はなく、簡易無線、特定小電力無線、無線従事者資格や無線局免許不要の無線でも体験はできる。 ・「アマチュア無線体験局」が制度化されたばかりであり、個人局がいつでも体験できる状況は時期尚早である。 ・イベントなどの機会を通じて体験させる従来の制度の方が普及拡大には適しており、既に家庭内でアマチュア無線を認知して	ワイヤレス IoT 人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。 アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らず PC 等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。 さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考え	無

	いる子供たちに敢えて無資格で操作運用させる制度は不要。 ・運用について、臨時に開設する局よりも適正性を確保することの困難度が増す。トラブル防止のため、学校クラブ局（社団局）を先行すべきでないか。 ・無資格操作を認める範囲は、より限定的にするべき。 （・有資格者の資格の限定（1アマ、2アマ等） ・無資格者の操作範囲の限定（周波数や空中線電力等の制限、4アマの操作範囲等）） ・アマチュア無線有資格者による立会い、適切な指揮監督のもと運用すること、また、有資格者は無線に関する無線従事者免許を取得していることのみならず、電波法規、無線工学等の知識技能を十分に有する者であること、の条件の下に運用させるべきである。講習等で認定を受けた者に限るべきではないか。 ・送話スイッチの操作以外のすべての無線設備の操作を有資格者に行わせるべき。 ・4アマでは適切な指導は不可能。相手をするアマチュア無線局は「子守役」ではない。	えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。 体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）」とともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。 無資格者の操作範囲を、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の活用可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督（指揮・立会い）する有資格者の資格を限定しないものです。	
6	国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）で監督（指揮・立会い）する無線従事者の資格の制限をしたのであれば、改正案の「アマチュア無線体験運用」も同様に限定すべきではないか。	国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）においては、その機会が限られていることや国際宇宙ステーションとの通信の態様等も踏まえて、従前より監督（指揮・立会い）する無線従事者の資格を限定しております。なお、アマチュア無線体験局においても監督（指揮・立会い）する無線従事者の資格は制限しておりません。 【NO.5】も御参照ください。	無
7	特別なコールサインの付与、有資格者のコールサインの後に体験運用であることを示させるなど、体験運用であることが分かるような仕組みを導入すべき。 他のアマチュア無線局が運用形態を把握することができ、他の	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、本制度による運用の際には、監督（指揮・立会い）する無線従事者が、「アマチュア無線体験運用」であることを示すなどして運用することが望ましいと考えます。	無

	アマチュア無線局が指導、援助することができるものと思われる。 例えば 5 分ごとに有資格者の呼出符号と無資格者の体験運用であることを告知、無資格者だけで例えば 30 分など長時間の交信は不可とするといった制限が必要ではないか。 家庭内で家族との体験から始める方もおり、同一コール内通信も必要である。	先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけることを期待しております。 また、自局内の通信は、一般に認められない。	
8	電波監視を強化すべきではないか。法令違反者の罰則を強化すべきではないか。 ・小中学生のアマチュア無線に関する意欲を阻害する不法・違法無線局の取締り強化を要望する。また、これらに対しては厳罰をもって撲滅する必要がある、罰則の強化をお願いしたい。 ・アマチュアバンドに蔓延する違法無線局を撲滅するまで（本改正は）やるべきでない。 ・現時点においてアマチュア無線の VHF や UHF での違法無線局はとて多く、通常のアマチュア無線の利用が困難なほどである。しかも、総合通信局等による取締りは行われておらず、電波法での検挙事例が一例もないことは、甚だ疑問である。 ・請負元である地方公共団体等に対して、アマチュア無線の違法運用を行う事業者の排除を働きかけるなど、より多角的で実効性を伴う取組みを推進されたい。 ・過失であっても違法運用が発覚した場合には罰則を科すべき。 ・有資格者が監督（指揮・立会い）する無資格者が法令を逸脱した運用を行った場合、その運用を行った無資格者と同時にその有資格者も同様に罰則を受けるよう法令を修正すること。その有資格者の罰則は現行よりも重くするのが妥当である。 ・コールを言わない等違反があった場合、家族であっても、使用者、機器の所有者及び免許人双方を罰する規定を設けるべき。	制度の運用にあたっては、関係団体等と連携し丁寧に周知・広報を行うとともに、不法電波の取締をはじめとする、電波の適正な利用環境の保護に向けた取組を行ってまいります。 なお、総務省では、不法・違法な無線局について行政指導、行政処分及び警察署等の捜査機関と共同で取締りを実施しております。 罰則に係る御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 また、有資格者が監督（指揮・立会い）する無資格者が電波法令に違反した運用を行った場合は、有資格者の運用規則違反となります。また、呼出符号の送出等、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、監督（指揮・立会い）する有資格者が行わなければなりません。	無
9	・無資格者への規制緩和は、アマチュアバンドの乱れや無資格者が許された業務を優先や占有し出して、有資格者がまともに使えなくなる逆転現象が危惧されます。	・無資格者の運用は、有資格者の監督（指揮・立会い）の下で行われるものです。	無

	・無資格者が自由に使える周波数帯を確保斡旋すべきと考えます。	・今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
10	無資格の小中学生については、適切なアマチュア無線技士有資格者の監督のもとに操作がなされることが大変重要。制度改正とともに、しっかりとした仕組みを具体的に作り上げることが重要。 ・管理役とされる保護者、学校の顧問教師の質的向上フォロー策が必要ではないか。 ・用意された設備でカリキュラムもなく交信するだけでは、十分に検証されたコンテンツでないと子供に相応しくない可能性も高く悪影響も懸念されます。 ・運用規定や運用マニュアルを作成して、体験を実施することも必要ではないか。 ・体験者の個人情報保護のためのガイドラインの策定が必要。 ・良い指導者に当たらないとすでに運用しているアマチュア局が混乱する事態も生じると思われます。 ・交信に至るための前段階を省いてしまうと、携帯電話等との違いなどもわからず、子供たちに工学や科学や技術に興味を持たせることはできないと考えます。 ・入門参加者の導入教育、個人の知識取得が必須と考えます。 ・公立校の教職員には転勤があり、いつ指導できなくなるかわからない。そのような場合が想定されておらず、無資格者への指導が安定的に行えない可能性がある。	賛成の御意見として承ります。 御意見のとおり、監督（指揮・立会い）する無線従事者が、科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、また、これらを継続的に行いながら、交信に臨んでいただけるものと期待しております。 また、小中学生が科学技術に対する理解と関心を深めていただけるよう、実施にあたってのフォローや体制等も含めて、アマチュア無線局免許人の方々の創意工夫、積極的・自主的な取組に期待しております。 より多くの方に、アマチュア無線を通して電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できる機会が増えることで、ワイヤレス IoT 人材の裾野が広がると期待しております。	無
11	海外の子供たち同士との交信など、子供たちが喜びそうな企画としくみづくりが不可欠のように感じる。（従って主な国外の所管庁と同じように足並みを揃える必要があるように思います。もし日本だけで行うなら出力や周波数帯の制限は不可避かと考えます。） 体験者を迎え入れる雰囲気創造が必要。 考えられている利用の中に、イベント時なども入っているのでしょうか。	アマチュア無線局免許人の方々の創意工夫、積極的・自主的な取組を期待しております。なお、出力や周波数帯の制限については、【NO.5】のとおりです。 イベント時の場合は、幅広い無資格者が運用できる「アマチュア無線体験局」が活用されるものと考えますが、親子参加でのイベント等、本制度を活用した取組も考えられます。	無

12	(指揮・立会いについて) ・省令案について、「指揮の下」との意味合いがそれぞれ好きに捉えられことになるのではないか。一般に建築法・労働法等では、その場にいたくとも、監督下であれば、指揮下にあるといわれる。告示と同じように指揮・立会いのもととすべきである。 ・1人の有資格者(指導者)の下で、何人の無資格者が同時に機器を使用して通信できるかの制限や、監督(指導)をどのような形(対面を原則など)で行うかの制限が明確でない。これらの規定が明確で無い場合、複数の場所から複数の無資格者が同時に無線の運用を行う可能性があり、混乱を生じさせる一因となりかねない。 ・「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の定義があいまいである。認める要件として、同一室内を追加すべきではないか。	・省令案のとおり、省令案及び告示案の両方の条件(指揮及び立会い)に適合する必要があります。 無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握し、適時、適切な指示を行い得る状態であるとともに、障害等が発生した場合に無線従事者が直ちに無線設備の操作を直接行い得る状態である必要があります。また、監督(指揮・立会い)する無線従事者は、無線設備の操作を行っているその場に居合わせる、臨席することが必要であります。 ・上記のとおりです。 なお、一の有資格者の下、複数の場所から複数の無資格者が同時に運用を行うことは、できません。 ・本改正案のとおりとします。 「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」として認められる範囲は、省令案及び告示案のとおりであり明確です。移動運用も可能であることから、同一室内を要件とはしません。	無 無 無
13	(いわゆる第三者通信について) ・第三者通信にあたるのではないか。免許人ではない別人が喋った瞬間、第三者通信に該当するものと理解している(免許人が通報を託された場合でも同様)。 ・諸外国のように第三者通信を許容すべきではないか。	・本改正案においては、通信の連絡設定及び終了は免許人(有資格者)が行い、その上で当該有資格者の監督(指揮・立会い)の下で通話等を無資格者が行うこととしており、第三者のために行う通信にはあたりません。 ・今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

14	国内のアマチュア無線局相手の交信に限られるものでなく、相手国の主管庁が禁止しない限り外国のアマチュア無線局との交信も可能とされたい。	本改正案によるアマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下での無資格者による無線設備の操作による通信は、外国のアマチュア無線局との通信についても可能です。	無
15	（規定に関する御意見） ・学齢児童生徒を「学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。」と規定しているが、学齢児童生徒を定義するのであれば、「学校教育法第十七条第一項及び第二項に規定する年齢にある児童及び生徒をいう。」とするのが適切ではないか。 ・「立ち会う無線従事者が開設するもの（社団を除く。（略））」と規定しており、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書きぶりになっているが、正しくは、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。また、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設するアマチュア局」（いわゆる「個人局」）である。以上を踏まえ以下のように修正をご検討いただきたい。 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの、または、同一の学校（４（三）に規定するものをいう。）に属する学齢児童生徒及び４（三）に掲げる者を構成員とする社団が開設するものであること。」 （上記に関係する意見） ・学校の教職員が、当該教職員が開設する個人局の無線設備を、学校の児童生徒に操作させることを認めていただきたい。 ・学校に開設された社団局の無線設備を学校の児童生徒に操作させる際に、教職員ではなく、当該児童生徒の保護者や三親等内の親族が立ち会うことは、他の要件を充足する限り、いずれも認めていただきたい。	・本改正案のとおりとします。 本改正案は、学齢児童及び学齢生徒の定義を引用したものであり、本制度は、「子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで」に該当する年齢の者を対象としています。 ・当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係るアマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局（社団局）についても、立ち会う無線従事者が構成員となっている必要があります。御意見等も踏まえ、次のとおり修正します。 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団（立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校（４（三）に規定するものをいう。）に属する学齢児童生徒及び４（三）に掲げる者を構成員とするものに限る。）が開設するものであること。 ・告示案のとおり、認められます。 ・学校のクラブ局（社団局）については、学齢児童生徒の在学する学校の教職員が監督（指揮・立会い）する無線従事者となることを主に想定しています。 御意見は否定されるものではありませんが、学齢児童生徒（無資格者）の保護者や三親等内の親族（有資格者）が監督（指揮・立会い）して無資格操作ができるのは、当該有資格	無 有 無 無

		者の子や孫等である学齢児童生徒や保護者である学齢児童生徒に限られ、それ以外の学齢児童生徒は認めておりません。また、監督（指揮・立会い）する無線従事者は、当該学校クラブ局（社团局）の構成員でなければなりません。	
16	学校クラブ局や無線従事者資格取得等への支援について ・学校における教育機会の拡充のための仕組みや教える先生等の育成への支援をお願いしたい。 ・青少年のアマチュア無線資格取得への受験料や講習料への公的助成等、資格を取得しやすい環境整備にご配慮をお願いしたい。 ・学校（小中高）にクラブ局を立ち上げ維持できるだけ、ヒトモノカネの予算措置（公助）が先である。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
17	国際宇宙基地について「科学技術に対する理解と関心を深めることを目的」とするならば国際宇宙基地以外の極地や海洋調査などその他の科学技術に対する関心を深める事業についても検討いただきたい。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。アマチュア無線体験局により概ね対応が可能と思われます。	無
18	学校（小中学校、高校、大学など）の社团局の再開局が相次ぐことも予想される。申請者が希望すれば「当時の代表者はすでに死亡」などの場合であっても「かつての呼出符号」が再び得られるよう、柔軟なご対応をいただきたい。	学校の社团局（現に在学している児童生徒及び教職員が構成員）において、旧コールサインの指定を希望される場合は、これまでどおり旧コールサインが申請者に指定されていたことを確認できる書類をご提出ください。また、申請内容や資料等により、以前の社团局との継続性の観点から同一であると判断できれば、旧コールサインを指定します。 （旧コールサインが既に使用されていない場合に限りです。） ケースにより異なることから、詳細については、各総合通信局等にお問い合わせください。	無
19	アマチュア無線体験局が社会貢献活動等での業務と掛け合わせると、（有資格者の監督（指揮・立会い）の下で）無資格者が公共性の高い場面でアマチュア無線を利用することになる。この状況において無資格者がアマチュア無線を利用する時の興味は無線での	電波法施行規則第 34 条の 10 及びこれに基づく告示の要件に適合する有資格者の監督（指揮・立会い）の下での無資格者による無線設備の操作については、「無線技術に対する理解と関心を深めること」又は「科学技術に対する理解と関心を深める	無

	連絡内容が優先され、無線技術への興味を目的とした利用は期待できません。この状態での利用を回避するような条件を明確にすべきではないか。	こと」を目的としており、これまでと同様、監督（指揮・立会）する無線従事者が、当該目的を達成するため、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習を行う等した上で、交信に臨んでいただけるものと期待しております。	
20	提出された要望書は JARL 会員も承知しておらず、要望書の内容はアマチュア無線家の総意ではない。要望から期間をおかない意見募集は、癒着関係を疑わざるを得ない。	本改正は、アマチュア無線の非常通信時の活躍、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、かねてからのアマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえ、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上等を図り地域社会に貢献することやワイヤレス IoT 人材育成に資することを目的に、総務省において電波法施行規則等の改正の検討を行っていたもので、日本アマチュア無線連盟 (JARL) 及び日本アマチュア無線振興協会 (JARD) からの要望書を受領し、その後、本改正案について意見募集を行ったものです。また、両団体から本改正案に賛成意見をいただいております。	無
21	その他① ・このような例外を認めるような省令は、子供たちに法律を軽視する考え方が生じる事となり、教育上の問題がある。 ・不法局問題が放置され、災害ボランティアだのイベントだの「極めて異質な通信」が新しい定義などと曲解されたアマチュア無線となるなら、小中学生に対して正しいことを語り、教授できるものは何一つありません。 ・個人的な興味と社会的な奉仕活動は、別であり、現在でも無線に個人的な興味は無く、連絡をとるためだけに使用して業務や個人連絡をしているものが多くいる。これらは特小や簡易無線、携帯電話で用は足りるため、当該告示変更は不要。 ・若い女性や年少者に妨害電波を発射するような事例もあり、アマチュア無線の怖く悪い大人のイメージだけを残す結果になる事が危惧される。 ・制度改正ではなく、科学技術の振興として学校教育で取り扱う問題だと感じている。そんな事をしなくても興味のある子ども	御意見として承ります。 本改正案は、電波法に基づいて定められるものです。 ・本改正案の趣旨等については、概要説明資料及び【NO. 5】を御参照ください。 ・不法・違法な無線局についての御意見については、【NO. 8】のとおりです。 ・アマチュア無線局は基本的に終息の方向との御意見については、アマチュア無線局は電波法令に基づく無線局であり、【NO. 5】についても御参照ください。	無

	は自分で方法を見つけます。養成課程にも疑問がある。 ・双方向でなく単方向の通信も「通信」として認めていただきたい。自局内の通信を認めていただきたい。 ・テレビ電波障害同様、既存設置アンテナに関し保護、保障をしていただきたい。 ・アマチュア無線従事者資格の受験料が高い。 ・アマチュア無線については、基本として終息の方向とされたい。		
	その他② ・体験運用での興味を継続できるよう、無線従事者免許や無線局免許等の諸手続の簡素化や処理の短縮をお願いしたい。特に無線局の工事設計書の申請が煩雑であるため、諸外国で実施されている（無線従事者・無線局免許一体の）包括免許の採用をお願いしたい。ISM バンドを使用した低出力の通信モジュールについては簡易な手続ができないか。 ・VHF、UHF 帯 5W 以下のハンディー機について、建設業界などで行われている（労働安全衛生法の）特別教育と同様の制度を創設してはどうか（特別教育修了者には特別な呼出符号を与える。）。 ・VHF/UHF・デジタル通信に限定した初級の従事者資格を設けるべき。 ・ARISS の体験を高校生まで拡張していただきたい。 ・アマチュア無線体験局について、学齢児童生徒など年齢制限を追加すべき。 ・アマチュア無線体験局について、期間を限定しないで日々開催したい。体験局の呼出符号はクラブ局と同一にできないか。比較的自由な運用ができる特別な呼出符号を付与できないか。開設期間のもとになった行事などに関係なく大幅に期間の延長緩和ができないか。「臨時」を弾力的に運用されたい。 ・無資格運用は、できる限りデジタル方式のみとしてはどうか。 ・あまちゅあがいだんすの局数・運用者増加を要望します。 ・不法無線局報告手段のオンライン化を期待したい。 ・小中学生への「無線の授業」導入が必要ではないか。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

	(無線や電波についての基礎知識、基本的なルールやマナー、使い方などを教える。アマチュア無線クラブを復活、拡大させる。アマチュア無線の資格取得を推奨 等) ・無資格で気軽に使用できる無線機器の制度を充実させるべき。 ・アマチュア無線技士の操作範囲として「無線設備の操作の監督」を含むことを明確にすべき。試験科目・授業科目として「無線設備の操作の監督」に関する内容を加えるべき。また、実際のアマチュア局の免許手続や運用場面を踏まえた試験科目・授業科目となるようにすべき。その際、必要な知識習得を図りつつ資格取得の負担軽減となるようお願いしたい。 ・学齢児童生徒の指揮も視野に入れた無線従事者への講習等を総務省が主体となり積極的に開催していただくことを希望する。 ・ワイヤレス IoT 人材の裾野拡大を目指すのであれば、概要の運用例に、音声以外の通信のイメージも含めるとよい。 ・昔ながらのアマチュア無線は、IoT 人材への入口とは全く無縁である。IoT 人材の育成には、年少者をターゲットとするのではなく、大学生レベルの研究等や、民間研究者、研究所、さらには一般企業による技術的基礎研究にアマチュア無線の電波を利用する事を認め、実際に電波を出さないと分からない技術的探求を可能とすることが有用。現在のアマチュアでは「個人的興味で行う」とされているが、広い研究目的も可能とすれば、IoT のみに限らず電波伝搬研究、通信方式研究をはじめ広い科学技術発展に寄与できる。		
--	--	--	--

※アマチュア無線体験局：「電波法施行規則の規定によりアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示案」の第1号の1のアマチュア局

※国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）：上記告示案の第1号の2のアマチュア局

※アマチュア無線体験運用：上記告示案の第2号のアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の運用

アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

ーアマチュア無線を身近な活動へー

【概要説明資料】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年2月2日

改正の概要等

非常災害時等のボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動について、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるよう明確化し、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上を図るとともに、地域社会に貢献する。

また、無資格の小中学生が家庭等や学校において、有資格者の指揮・立会いの下、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材育成に資する。

【改正の経緯及び趣旨等】

本件改正は、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化、アマチュア無線関係団体からの要望並びに次の経緯及び趣旨等を踏まえたものである。

●アマチュア無線の社会貢献活動での活用（アマチュア無線の定義の明確化）

我が国は、その自然的・地理的条件から各種の自然災害が発生しやすい特性を有している。これまでアマチュア無線は、被災地の通信確保等において「非常通信」※として活動を行い、地域において重要な役割を果たしてきている。

非常災害時など地域課題の解決には、地域との連携による「共助」が重要とされ、近年、ボランティア活動の位置づけや活動の範囲も広がっている。米国においては、アマチュア無線の社会貢献活動が活発に行われアマチュア無線の社会の認知度が高いと言われている。

また、非常災害時等の自主防災組織・消防団活動、野生鳥獣による農作物や人身被害などの広域化・深刻化に対処する鳥獣被害対策事業等、また、より多くの方の協力が必要となる遭難者捜索など、国等の施策においても、その目的を円滑かつ効率的・効果的に達成するためには、地域の自発的な協力（共助）が欠かせず、地域の活動にアマチュア無線による社会貢献活動が期待されている。

このため、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線の積極的な活用や地位向上を図り、地域社会に貢献する。

※災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

※非常通信

電波法第52条第4号。地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。免許人の判断により、非常通信は状況に応じて柔軟に行える。

●小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大

電波有効利用成長戦略懇談会における提言等を踏まえ、昨年4月無資格者がアマチュア無線を体験できるアマチュア無線体験局を制度化したところ、さらにワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、親と子、祖父母と孫といった家庭等及び学校（教職員と児童・生徒）において無資格の小中学生が身近なくらしの中で電波の利活用の可能性や楽しさを体験できるようにし、ワイヤレスIoT人材の育成に資する。

【電波有効利用成長戦略懇談会における提言（抜粋）】

効果的に人材の育成を進めるためには、例えば、アマチュア無線の資格を持たない青少年等が有資格者の下でアマチュア無線を一時的に体験するといったことなどにより、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていく取組についても進めることが適当である。

アマチュア無線を身近な活動へ ～アマチュア無線を社会貢献活動で活用～

非常災害時等のボランティア活動や地域における活動において、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようにします。これにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されます。

●災害ボランティアでの活用(例)

非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)



継ぎ目のない支援

●ボランティア活動・地域活動での活用(例)



アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

災害復旧時



地域におけるボランティア活動・地域活動の相互連携

本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。※このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。

アマチュア無線を身近な活動へ ～小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大～

無資格者の小中学生が、親や祖父母、学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の指揮・立会いの下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近なくらしの中でアマチュア無線を体験できるようにします。

このことにより、電波の利活用の可能性や楽しさを身近なくらしの中で体験できる機会を増やし、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきます。

○ 運用例

屋外・屋内での運用

OK

有資格者の資格
の操作範囲内

小中学生

有資格者が開設する
無線局

無資格者

指揮・立会い

指揮・立会い

小中学生

<親子での運用>

屋外・屋内での運用

OK

有資格者が開設する無線局
及び学校クラブ局

指揮・立会い

有資格者

有資格者

小中学生

無資格者

有資格者の資格
の操作範囲内

指揮・立会い

有資格者

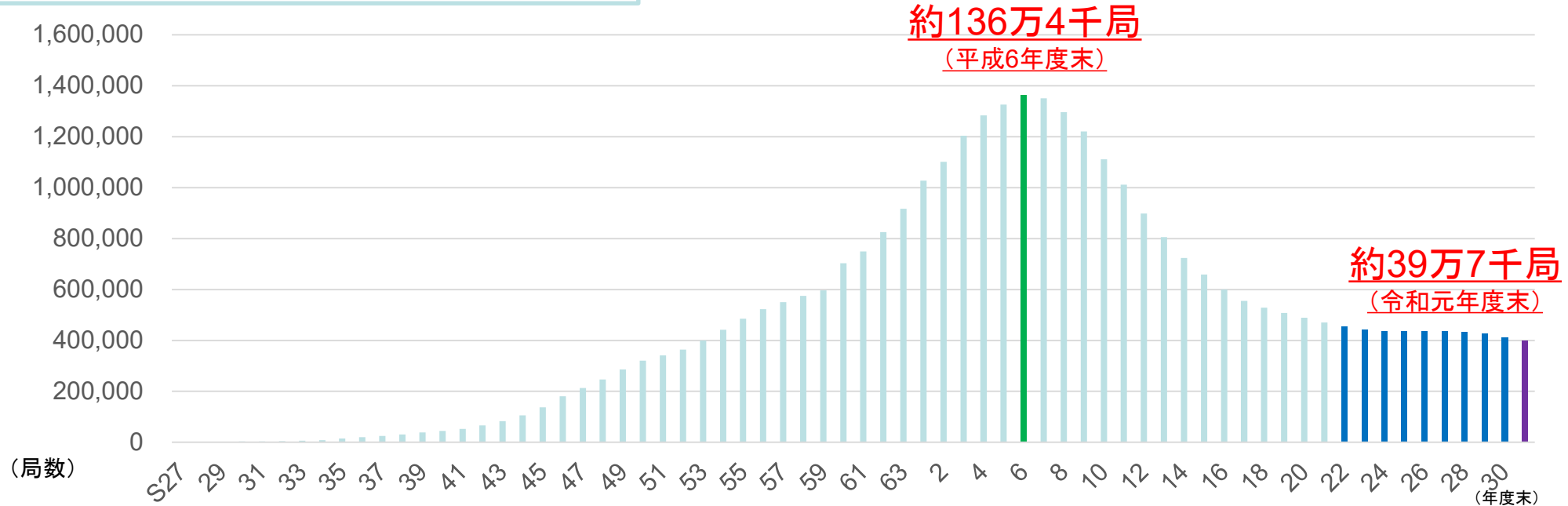
無資格者

小中学生

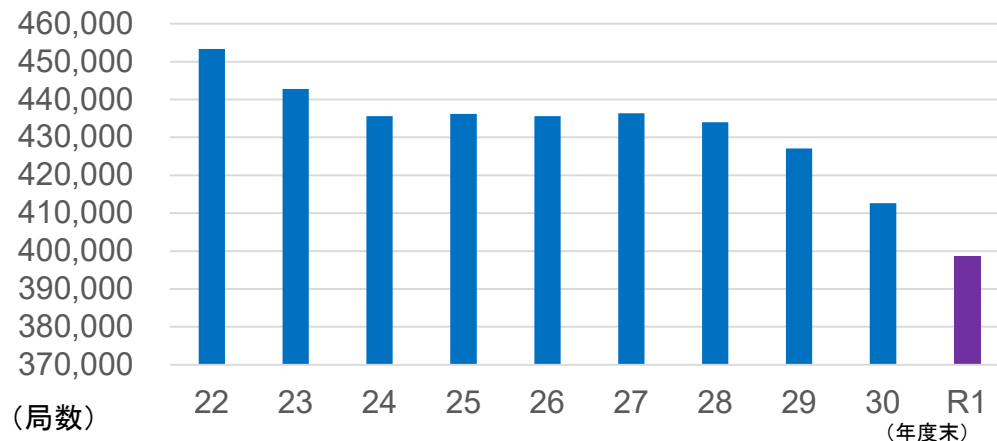
<祖父母と孫での運用>

<教職員と児童・生徒での運用>

アマチュア無線局数の推移



アマチュア無線局数の推移(直近10年)



小中学生のアマチュア無線資格者数

区 分	令和2年夏頃
大学生相当年齢(19～22歳)	約11,800名
高校生相当年齢(16～18歳)	約5,800名
中学生相当年齢(13～15歳)	約2,500名
小学生相当年齢(7～12歳)	約600名

※高校生以上に比べ、小中学生の有資格者は少ない。

※参考として、おおよその数を示したものです。

米国では、アマチュア無線による災害支援・ボランティア運用・マラソン大会等の地域イベントへの参加は日常的に行われており、ARRL（米国のアマチュア無線団体）においても、「Use Your License to Serve the community(訳:あなたの免許をコミュニティへのサービスにしよう)」と推奨している。



Public Service

On The Air

Licensing, Education & Training

Membership

Regulatory & Advocacy

Public Service

Public Service Resources

Public Service Honor Roll

Served Agencies and Partners

ARES

NTS

Ham Aid

SKYWARN Recognition Day

Use Your License to Serve the Community



ARRL's volunteer Amateur Radio operators help their communities in good times and bad, through community events, disaster response, and various programs.

(出典)ARRL Public Service,
<http://www.arrl.org/public-service>

(左記: 日本語訳)

“あなたの免許をコミュニティへのサービスにしよう”

ARRLのボランティア・アマチュア無線オペレーターは、コミュニティのイベント、災害対応、及びさまざまなプログラムにおいて、良いときも悪いときもコミュニティを支援します。

運用時期	災害の名称	運用事例	備考
1995年1月	阪神淡路大震災	交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援	
2000年9月	東海地方豪雨	水害時に愛知県消防防災課と連携して非常通信に協力	
2004年10月	新潟県中越地震	被災地周辺と県内各地との安否連絡に協力	
2011年3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集及び行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拳拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸し出し等の通信支援	中央非常通信協議会会長（総合通信基盤局長）名義で一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請
2011年9月	台風12号（紀伊半島）	町役場の屋上に中継局を設置し災害ボランティア間の通信支援	
2019年10月	台風19号（関東地方）	アマチュア無線局でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行い、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続	災害時における電波の適切な使用に多大な貢献をしたとして、令和2年度総務省関東総合通信局長賞を受賞（個人）

※その他、非常通信協議会・地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信及び通報等に個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されている。